

吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2025 年 1 月 9 日

井関農機株式会社

株式会社 I S E K I J a p a n

2025年1月9日

吸収分割に係る事後開示事項

愛媛県松山市馬木町700番地

井関農機株式会社

代表取締役 富安 司郎

東京都荒川区西日暮里5丁目3番14号

株式会社 I S E K I J a p a n

代表取締役 石本 徳秋

井関農機株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 I S E K I J a p a n（以下「承継会社」といいます。）は、2024年11月8日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、分割会社の施設事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関して会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は次のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本件吸収分割は、2025年1月1日に効力を生じました。

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による差止請求の対象ではありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権の買取請求に係る手続の経過

分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議申述に係る手続の経過

本件吸收分割では、分割会社が承継会社に承継する債務について併存的債務引受を行うため、分割会社に対して本件吸收分割に異議を述べることのできる債権者はおりません（会社法第789条第1項第2号）。そのため、分割会社は債権者の異議申述手続を行っておりません。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸收分割の差止請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定による差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、会社法第797条第3項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議申述に係る手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2024年11月18日付の官報及び日刊工業新聞において、債権者に対して本件分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸收分割の効力発生日をもって、分割会社から、分割会社が対象事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、本件吸收分割に際して承継会社が分割会社から承継した資産の額は3億円（概算値）、負債の額は2億円（概算値）です。

5. 本件吸收分割による変更の登記を行った日

2025年1月6日

6. その他本件吸收分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上